

奈良県たばこ対策推進委員会規則の一部改正について

平成30年6月13日に成立し、令和4年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律により、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

一方、たばこに関する年齢制限については、健康被害への懸念から20歳を維持することとなるため、民法の一部改正の施行日に合わせ、令和4年4月1日付けで次のとおり規則の改正を行います。

1 規則の改正内容

現行

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 未成年者の喫煙の防止を推進するための方策に関すること。

改正案

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 二十歳未満の者の喫煙の防止を推進するための方策に関すること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行予定。